

# 厚木市心身障害者福祉手当支給条例の一部改正に係る

## 意見交換会について

意見交換会の名称	厚木市心身障害者福祉手当支給条例の一部改正に係る意見交換会	
開催日時	令和3年7月10日（土）午前10時30分から正午まで	
開催場所	厚木市役所 本庁舎4階 大会議室	
参加者数	10人	
担当課	障がい福祉課	
結果公開日	令和3年7月21日（水）	
会議の経過	1 開会 2 条例の一部改正の骨子の概要説明 3 意見交換 4 閉会	
	質問・意見の概要	市の考え方
1	個人住民税課税者で36,000円、26,000円を支給している人は何人か。	（令和2年度実績） 身体、知的、精神の3障がいの合計で、36,000円の方は、824人、26,000円の方は、818人です。
2	個人住民税課税者の支給を見直すことにより、どれくらいの予算削減になるのか。	令和2年度の実績により算出しますと、5千万円程度の削減になります。
3	趣旨は理解できるが、個人住民税課税者や国・県手当受給者を対象外にすると、生活が困る方がいるのではないか。	手当受給者の中には、年間の所得が高額の方もいられます。なお、障がい者等は、課税となる合計所得金額が135万円以上となっており、障がい者以外の方より基準が高く なっています。 また、国・県手当受給者につきましては、障がいの程度等から、手当とは別に障害者基礎年金や障害者年金生活者支給付金を多くの方が受給されています。

4	<p>厚木市が率先して見直しをする理由は何か。</p>	<p>県下 19 市中、17 市が市独自の手当を支給しており、所得制限、施設入所者、国・県手当受給者等の制限を設けていない市は、本市を含め 2 市のみです。障害福祉サービスを持続的かつ安定的に提供していくため、限りある財源を、地域における相談支援体制の充実や、地域生活支援拠点の整備を含め、必要な障害福祉サービスに充当していくため、見直しをするものです。</p>
5	<p>これまでに見直しを実施した高齢者バス割引乗車券購入費助成事業（かなちゃん手形）や敬老祝金、ねたきり等家族慰労金の見直し内容はどのようなものか。</p>	<p>高齢者バス割引乗車券購入費助成事業につきましては、平成 25 年度に自己負担額が 2,000 円から 3,000 円になり、その後 4 回見直しを行い、現在は、1 年券は 6,000 円、6 か月券は 3,500 円となっております。</p> <p>敬老祝金につきましては、75 歳から 100 歳以上まで 5 歳刻みで支給していたものを、平成 29 年度から 77 歳は 3,000 円、88 歳は 5,000 円、99 歳は 10,000 円、100 歳は 30,000 円となりました。</p> <p>ねたきり等家族慰労金につきましては、支給の対象者を「ねたきり高齢者又は認知症高齢者を介護している家族」としていたものに、令和 3 年度から、「介護サービス未利用者又は介護保険サービス（9 つのサービス）のみを利用している者」を加えました。</p>
6	<p>平成 24 年度の「厚木市福祉サービス事業見直し検討委員会」は、どのようなメンバーか。 障がい当事者はいたのか。</p>	<p>学識経験者(大学教授)、関係団体(自治会連絡協議会、民生委員児童委員協議会、身体障害者福祉協会、ボランティア連絡協議会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、厚木愛甲地域連合、商工会議所、福祉施設関係者)、公募による市民(2 人)の計 12 人です。</p>

7	<p>超高齢社会に向けて、必要な障害福祉サービスを持続的、安定的に提供していくことについては理解できるが、手当を必要としている人の実態を分かってほしい。(働くことができない、一人で移動ができない。)</p>	<p>障がいの特性により就労や移動等に困難を生じている方がいることは承知しております。</p> <p>本市では、就労や移動等に係る相談や困りごとがあった場合には、障がい福祉課を始め、障がい者基幹相談支援センターや市内6か所にある障がい者相談支援センターにおいて、各種相談や障害福祉サービスの御案内を行っています。</p> <p>今後につきましても、いつでも気軽に相談できる体制づくりに努めてまいります。</p>
8	<p>手当見直し後の財源の用途について、説明してほしい。</p>	<p>近年、障がい者や家族等からの各種相談が年々増加しており、専門性を要する相談や対応困難事例が多くなっています。障がい者やその家族の不安や孤立を防ぐためには、いつでも気軽に相談できる身近な相談場所が必要であることから、地域における相談支援体制の充実や、地域生活支援拠点の整備のために活用してまいりたいと考えています。</p>
9	<p>所属している会の会員からの問い合わせ対応のため、対象者となる会員を教えてください。</p>	<p>個人情報のため、情報を開示することはできません。</p>
10	<p>令和3年度は、現状のままか。</p>	<p>令和3年度に条例改正等の事務手続きを行い、令和4年度の手当支給から実施したいと考えています。</p>
11	<p>知的障害者の親としての立場として、一番心配なのは、施設入所者で支給がなくなった場合、本人の手元に自由に使えるお金が残るのか。施設入所者には、手元に残るお金の他に、食費・光熱水費の支払額が足りない場合に、国から補足給付として補填されるとの説明があった。</p> <p>そうであるならば、今回の見直しで得られた財源を、幼少期から一貫した相談支援体制の構築や専門性を要する相談に対応できる人員を増やすことに活用するのであれば、そちらに使っていただきたい。</p>	<p>入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、54,000円を上限として施設ごとに設定され、低所得者に係る負担を軽減するため、食費・光熱水費の実費負担をしても手元にお金が残るように、収入に応じた減免措置(補足給付)が行われます。</p> <p>見直しで得られる財源につきましても、相談支援体制の充実等のために活用してまいりたいと考えています。</p>

12	<p>国・県の手当が支給されているから市は支給しなくてもよいというように聞こえる。重複との理由による廃止は望ましくない。</p>	<p>障害者手帳所持者が年々増加し、障がい福祉に係る事業費も年々増加しています。</p> <p>国・県手当受給者につきましては、障がいの程度等から手当とは別に障害者基礎年金や障害者年金生活者支援給付金を多くの方が受給されています。</p> <p>また、国手当の原資のうち、4分の1は市が負担しています。</p> <p>真に支援が必要な方々のために、また、制度継続の観点からも、見直しをしてみたいと考えています。</p>
13	<p>見直しは理解できるが、予算のやりくりは、福祉の予算内だけで行うのではなく、市全体の政策費として考える必要があるのでは。個人の財布から取り上げるのはいかがなものか。</p>	<p>障害者手帳所持者が年々増加し、手当の支給総額や障がい福祉に係る事業費も年々増加しています。</p> <p>見直しを行わなかった場合、更に多額の財源が必要となり、今後の財源確保が困難になるとともに、真に支援が必要な方々のために、また、制度継続の観点からも、見直しをしてみたいと考えています。</p>
14	<p>相談等の増加による事業費の予算については、政策費用として確保すべきで、手当の見直しによる財源を充当してほしくない。</p>	<p>障害者手帳所持者が年々増加し、障がい福祉に係る事業費も年々増加しています。地域における相談支援体制の充実や、地域生活支援拠点の整備を含め、必要な障害福祉サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、必要なことと考えています。</p>
15	<p>本当に困っている障がい者や障がい者が使いたいが使えないサービスに使ってほしい。</p>	<p>現在では、国の法整備も進み、障害福祉サービスも拡充してきています。</p> <p>しかしながら、障がい者の増加に伴い障害福祉サービスを利用する方も増加し、障害福祉サービスが十分に利用できない方もいられます。</p> <p>今後につきましても、限られた財源を有効に活用し、地域における相談支援体制の充実や、地域生活支援拠点の整備を含め、障害福祉サービスの充実に努めてまいります。</p>

16	削減した分の財源の充当先が見えるようにしてほしい。	予算、決算書を始め、実態として認識していただけるように、また、実績につきましては、障害者福祉計画などにより公表してまいりたいと考えています。
----	---------------------------	------------------------------------------------------------------------